

議案第 16 号

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成 9 年墨田区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「墨田区内に」の次に「引き続き 1 年以上」を加え、同条第 5 項第 4 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「令第 16 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 区長は、使用者（公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に限る。第 29 条第 2 項において同じ。）が第 26 条の規定による収入に関する報告をすること及び法第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該使用者の区営住宅の使用料を、毎年度、省令第 9 条で定める方法により把握し、第 27 条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 2 条及び令第 16 条第 1 項に定める算定方法により算定した額とすることができる。

第 14 条中「第 11 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を、「第 29 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 11 条及び第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び令第 16 条第 2 項」に改める。

第 19 条中「公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）」を「省令」に、「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 20 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 27 条第 1 項中「報告」の次に「（第 11 条第 3 項又は第 29 条第 2 項の規定により、省令第 9 条で定める方法により収入を把握した場合を含む。）」を加える。

第 29 条第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「令第 16 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 区長は、使用者が前項の規定に該当する場合において第 26 条の規定による収入に関する報告をすること及び法第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 11 条第 3 項及び前項の規定にかかわらず、当該使用者の区営住宅の使用料を、毎年度、省令第 9 条で定める方法により把握し、第 27 条の規定により認定した当該使用者及びその同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第 8 条第 3 項の規定により準用する同条第 2 項及び令第 16 条第 1 項に定める算定方法により算定した額とすることができる。

第 32 条第 1 項中「第 29 条第 1 項」を「第 3 項並びに第 29 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項の改正規定、第 14 条の改正規定（「第 11 条及び第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び令第 16 条第 2 項」に改める部分に限る。）、第 19 条の改正規定（「第 10 条」を「第 11 条」に改める部分に限る。）並びに第 20 条及び第 29 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 条第 1 項第 1 号及び同条第 5 項第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後に区営住宅の使用の申込みがあったものから適用し、同日前に使用の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

公営住宅法の一部改正等に伴い、認知症患者等の収入報告義務の緩和及び入居申込

要件の改定をするほか、公営住宅法施行令の一部改正及び公営住宅法施行規則の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。